

日銀市第209号
2025年12月24日

担保差入金融機関等 御中

日本銀行金融市場局

「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」の一部改正に関する件

日本銀行では、政府保証付債券や地方債等の公募債にかかる選定スケジュールを明確化すること等を企図して、「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」を別紙のとおり一部改正し、本年12月24日から実施することとしましたので、通知します。

以上

「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」中一部改正

- (はじめに) を横線のとおり改める。

(はじめに)

- 日本銀行が各種の取引を実行する際に受入れる担保は、日本銀行が予め適格担保として認めたものに限られます。すなわち、債券や手形、電子記録債権、証書貸付債権、住宅ローン債権信託受益権などを担保として差入れるには、当該債券が適格債券として選定されていること、当該債務者が適格支払人等として選定されていること、または当該住宅ローン債権信託受益権が適格住宅ローン債権信託受益権として選定されていることが必要となります。
- 日本銀行の適格担保制度の概要図は、(資料) をご参照下さい。
- 適格となりうる担保の種類は、「適格担保取扱基本要領」別表、「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」および「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」に記載しています。これらの要領や特則は、日本銀行ホームページ(「オペレーション等に関する基本要領」の中)で公表しています。

- こうした選定は、一部の担保(国債、政府短期証券国庫短期証券、政府保証付債券、公募地方債)を除き、当座勘定取引先(以下、「取引先」といいます)からの適格性判定依頼に基づき日本銀行が行います。

以下略 (不变)

- V. 1. を横線のとおり改める。

1. 債券毎の適格性判定依頼

- 日本銀行が担保として受入れる債券においては、適格性判定の依頼に基づき、適否を判定するものがあります。本章では、こうした債券に関する依頼手続きを解説します。

—— 日本銀行では、①適格性判定依頼が不要である国債・国庫短期証券・政府保証付債券・公募地方債、②判定依頼を受けて適格となった債券(財投機関等債券等<資産担保債券を除く>)にかかる新発債といった公募債については、適格要件を満たすものを選定スケジュールに従って適格

担保債券として選定しています。具体的には、選定日の5営業日前までに発行されたそれらの公募債について、選定日に適格担保債券として選定しています（選定日は週の最終営業日。ただし、週の営業日が3営業日以下の場合、当該週は選定を行いません。選定日の翌営業日から担保として利用可能です）。

- 既に他行（庫・社）の依頼に基づき、既に日本銀行の適格担保債券として選定されている場合には、改めてご依頼をご提出頂く必要はございません。適格性の有無が不明な場合は、担保差入に先立ち、日本銀行に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください。
- 担保として差入れることを希望される社債または不動産投資法人債の適格債務者等として選定されていない場合は、新規の信用判定等の手続きが必要です（具体的な手続きはI. 1. またはIII. 1. をご参照下さい）。
- なお、本章において、担保として持込み可能な債券は振替債（（株）証券保管振替機構が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき行う振替業において取扱われる社債等の債券）に限ります（~~登録債（社債等登録法（昭和17年法律第11号）に基づき登録されている債券）および現物債は受入れません~~）。

以下略（不变）